

平成29年度 京都クリエイティブビジネス海外展開助成金募集要綱

京都府、京都市及び京都商工会議所は、京都の優れたコンテンツ、ものづくり技術、サービス等の産業を広く海外に発信し、京都ブランドの価値向上、販路開拓等に資するとともに、京都産業発展に寄与する事業を以下の通り募集いたします。

【実施主体】 京都クリエイティブビジネス海外展開助成金運営協議会（京都府、京都市、京都商工会議所）

【募集期間】 平成29年4月20日（木）～5月22日（月）17時まで※時間厳守

【申請手続】 「京都クリエイティブビジネス海外展開助成金交付申請書」と「直近1期分の決算書の写し」を各1部提出ください。

【提出方法】 郵送または窓口にて受け付けます。郵送は5月22日（月）当日消印有効、窓口は5月22日（月）17時までにご提出ください。

【助成対象事業】 京都の優れたコンテンツ、ものづくり技術、サービス等の産業を広く海外に発信し、京都ブランドの価値向上、販路開拓等に資する事業

【助成対象者】 京都府内に事業所を有する中小企業、事業協同組合、企業組合等の団体、構成員の中に中小企業が含まれるグループ等（大企業及びみなし大企業は対象外）

【助成対象期間】 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に実施し、終了する事業

【助成対象経費】 ①旅費（渡航費含む） ②滞在費 ③会場費（会場装飾費含む） ④通信運搬費 ⑤雑役務費（アルバイト等賃金） ⑥印刷製本費 ⑦広告宣伝費 ⑧委託費 ⑨その他事業の実施に必要なものとして協議会が認める経費

【助成金総額】 600万円

【助成金の額・助成率】 事業1件当たりの助成金の額は、150万円以内とし、助成率は2分の1以内とします。

【審査及び選考】 協議会委員により審査を実施いたします。一次審査通過者には、事業計画の内容のプレゼンテーション及び追加資料（法人登記事項証明書、京都府税・京都市税の納税証明書等）の提出をお願いします。

【事業計画の変更等】 採択された事業者等は、事業計画を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ所定の申請書を提出し、協議会の承認を受けることが必要です。

【実績報告】 助成の対象となった事業の実績報告は、所定の様式により当該事業の完了後15日以内に提出していただきます。

【本件に関するお問合せ】 京都クリエイティブビジネス海外展開助成金運営協議会事務局

（京都商工会議所 産業振興部 京都創生担当 TEL：075-212-6450

〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所ビル6階）